

恵庭市有料老人ホーム設置運営指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の趣旨に従い、法第29条第1項に規定する有料老人ホームのサービス水準及び経営の安定性を確保するとともに、入居者の保護を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。
- (2) 有料老人ホーム事業 老人を入居させ、次のアからエまでのいずれかの規定に該当する事業
ア 入浴、排せつ又は食事の介護
イ 食事の提供
ウ 洗濯、掃除等の家事の供与
エ 健康管理の供与
- (3) 設置予定者 恵庭市内に有料老人ホームの設置を予定する者をいう。
- (4) 設置者 恵庭市内に有料老人ホームを設置する者をいう。（複数の事業者が協同して有料老人ホーム事業を運営する場合の各事業者及び委託を受けた事業者を含む。）
- (5) 報告 法第29条第9項に規定する報告をいう。
- (6) 実地検査 法第29条第9項に規定する検査をいう。

(指導)

第3条 市長は、実地検査に基づき、設置者に対し当該有料老人ホームの設置運営に関する必要な指導を行うことができる。

- 2 前項に規定する指導の具体的な基準等は、北海道有料老人ホーム設置運営指導指針（平成14年10月25日実施）において定められたものとする。
- 3 市長は、実地検査を行うときは、設置者に対して事前に通知するものとする。
- 4 その他実地検査の具体的な内容等については、別に定める。

(事前協議)

第4条 設置予定者は、法第29条第1項による届出を行う前に、市長と事前協議を行わなければならない。

(手続等)

第5条 有料老人ホームの設置運営に関する具体的な手続等については、恵庭市有料老人ホーム設置運営手続要領（平成25年10月1日実施）において別に定める。

(市の責務)

第6条 市長は、有料老人ホーム事業の性格、入居にあたっての留意事項、入居者保護のための制度並びに市内の有料老人ホームの現況等の情報公開及び有料老人ホーム入居希望者が適切な選択を行える体制づくりの整備に努めるものとする。ただし、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けているものを除く。

(関係機関との連携)

第7条 市長は、有料老人ホームの指導を行う場合は、市町村等の関係機関と十分な連携を図るものとする。

(委任)

第8条 この要綱の定めによるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年10月13日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市有料老人ホーム設置運営指導要綱の規定は平成27年10月1日から適用する。